

仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例

仙台市国民健康保険条例（昭和三十八年仙台市条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十条の二を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第十条の二 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- 一 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号。以下「政令」という。）第二十九条の七第一項第一号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
 - 二 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（政令第二十九条の七第一項第二号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
 - 三 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（政令第二十九条の七第一項第三号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
 - 四 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（政令第二十九条の七第一項第四号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- 第十条の三第一号ロ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の下に「並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号へ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。
- 第十四条の二中「六十六万円」を「政令第二十九条の七第二項第九号の額（政令の改正に際し定められた同号の規定に係る経過措置の規定の適用に係る基礎賦課額にあつては、当該経過措置の規定により算定した額）」に改める。
- 第十四条の六第一項第一号中「の例」を削り、同項第三号イ中「ロ又はハに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。
- 第十四条の七中「二十六万円」を「政令第二十九条の七第三項第八号の額（政令の改正に際し定められた同号の規定に係る経過措置の規定の適用に係る後期高齢者支援金等賦課額にあつては、当該経過措置の規定により算定した額）」に改める。

第十四条の十二中「十七万円」を「政令第二十九条の七第四項第八号の額（政令の改正に際し定め

られた同号の規定に係る経過措置の規定の適用に係る介護納付金賦課額にあっては、当該経過措置の規定により算定した額」に改め、同条の次に次の五条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第十四条の十三 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第十七条及び第十七条の三から第十七条の五までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合)にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第二十条第一項の規定による保険料の減免を行う場合には、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額に第三号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

一 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

ロ 第十七条の五に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法第七十五条(法の規定により読み替えられた場合には、読替え後の同条)の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入の額

三 当該年度における第二十条第一項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第十四条の十四 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額、十八歳以上被保険者均等割額(政令第二十九条の七第五項第三号に規定する十八歳以上被保険者(以下「十八歳以上被保険者」という。))につき算定した被保険者均等割額をいう。)及び世帯別平等割額の合算額(その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第十四条の十五 前条の所得割額は、被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に次条の所得割の

保険料率を乗じて算定する。

2 第十二条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第十四条の十六 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第十四条の十三第一号ロに掲げる額の見込額及び同号ロに係る同条第三号に掲げる額の見込額の合算額から同条第一号ロに係る同条第二号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。)の百分の五十に相当する額を基礎控除後の総所得金額等(政令第二十九条の七第五項第四号ただし書に規定する場合にあっては、省令第三十二条の十の二に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数

二 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の百分の三十に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

三 十八歳以上被保険者均等割 第十四条の十三第一号ロに掲げる額の見込額及び同号ロに係る同条第三号に掲げる額の見込額の合算額から同条第一号ロに係る同条第二号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における十八歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

四 世帯別平等割 次のイからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定した額

イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の百分の二十に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

ロ 特定世帯 イに定めるところにより算定した額に二分の一を乗じて得た額

ハ 特定継続世帯 イに定めるところにより算定した額に四分の三を乗じて得た額

2 前項の保険料率を決定する場合において、小数点以下四位未満の端数又は一円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第一項の保険料率を決定したときは、速やかに、告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第十四条の十七 第十四条の十四の子ども・子育て支援納付金賦課額は、政令第二十九条の七第五項第十号の額(政令の改正に際し定められた同号の規定に係る経過措置の規定の適用に係る子ども・子育て支援納付金賦課額にあっては、当該経過措置の規定により算定した額)を超えること

ができない。

第十六条第一項中「若しくは第十四条の四」を「第十四条の四若しくは第十四条の十四」に、「に定める額若しくは同条第三項若しくは第四項の規定により読み替えて準用する同条第一項各号に定める額」を「(同条第三項において準用する場合及び同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第十七条の三第一項若しくは同条第三項各号(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第十七条の四第一項各号若しくは同条第三項各号(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは第十七条の五第一項に定める額の算定」に、「月割り」を「月割」に、「算定する」を「行う」に改め、同条第二項中「若しくは第十四条の九」を「第十四条の九若しくは第十四条の十四」に、「若しくは同条第三項若しくは第四項の規定により読み替えて準用する同条第一項各号に定める額」を「第十七条の三第一項若しくは同条第三項各号に定める額、第十七条の四第一項各号若しくは同条第三項各号に定める額若しくは第十七条の五第一項に定める額の算定」に、「月割り」を「月割」に、「算定する」を「行う」に改める。

第十七条第一項第二号中「第二十九条の七第五項第三号ロ」を「第二十九条の七第六項第三号ロ」に改め、同項第三号中「第二十九条の七第五項第三号ハ」を「第二十九条の七第六項第三号ハ」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、必要な読替えは、次項に定める場合を除き、規則で定める。

4 第一項及び第二項の規定を子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十七条第一号	ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割額に十分の七を乗じて得た額	ロ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の十八歳以上被保険者均等割額に十分の七を乗じて得た額 ハ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割額に十分の七を乗じて得た額
---------	-----------------------------------	--

<p>第十七条第 一項第二号</p>	<p>ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別 平等割額に十分の五を乗じて得た額</p>	<p>ロ 当該年度分の子ども・子育て支援 納付金賦課額の十八歳以上被保険者 均等割額に十分の五を乗じて得た額 ハ 当該年度分の子ども・子育て支援 納付金賦課額の世帯別平等割額に十 分の五を乗じて得た額</p>
<p>第十七条第 一項第三号</p>	<p>ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別 平等割額に十分の二を乗じて得た額</p>	<p>ロ 当該年度分の子ども・子育て支援 納付金賦課額の十八歳以上被保険者 均等割額に十分の二を乗じて得た額 ハ 当該年度分の子ども・子育て支援 納付金賦課額の世帯別平等割額に十 分の二を乗じて得た額</p>

第十七条の二中「及び前条第一項第一号」を「、第十四条の五、第十四条の十及び第十四条の十五並びに前条第一項（同条第三項において準用する場合及び同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

第十七条の三第一項中「第四項」を「第三項」に改め、同条第三項を削り、同条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 前各項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第十七条の三第六項を削る。

第十七条の四第一項中「第二十九条の七第五項第八号」を「第二十九条の七第六項第八号」に、「（第五項）」を「（第三項）」に改め、同項第一号中「第三十二条の十の二」を「第三十二条の十の三」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条中第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 前各項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第十七条の四第七項及び第八項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（十八歳未満被保険者の被保険者均等割額の減額）

第十七条の五 当該年度において、その世帯に十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「十八歳未満被保険者」という。）がある場合における当該十八歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第十四条の十六の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第十七条第三項において準用し、及び同条第四項において読み替えて準用する同条第一項、第十七条の三第五項

において準用する同条第一項若しくは同条第三項又は前条第五項において準用する同条第一項若しくは同条第三項に規定する基準に従い当該十八歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第十四条の十六第三項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第三項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の仙台市国民健康保険条例第十条の二、第十条の三、第十四条の十三から第十四条の十七まで及び第十六条から第十七条の五までの規定は、令和八年度分の保険料から適用し、令和七年度分までの保険料については、なお従前の例による。